

技術嘱託の取扱いに関する件

平成16年2月29日
2004年(総企)通達第42号
最終改正 令和4年11月14日

- 第1条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の技術嘱託の取扱いについては、この達の定めるところによる。
- 第2条 技術嘱託は、理事長から特に命ぜられた事項を処理するものとする。
- 第3条 技術嘱託の任期は、1年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期中の勤務実績が良好であり、理事長が業務のため特に必要と認められた者については、任期を延長することができる。
- 第4条 技術嘱託の勤務時間については、別に定めるものとする。
- 第5条 技術嘱託は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構就業規則（第7条から第14条まで、第22条から第27条まで、第31条から第34条、第36条から第40条まで、第50条及び第51条を除く。）の規定を準用する。
- 2 技術嘱託の年次休暇及び特別休暇については、個別に定める。
- 第6条 技術嘱託の給与は、時間額制とし、前月の1日から末日までの分をその月の翌月の16日に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 第7条 技術嘱託には、通勤手当を支給するものとし、その支給については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構職員給与規程第19条の規定を準用する。
- 第8条 この通達に定めるもののほか、この達の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この通達は、平成16年2月29日から実施する。

附 則

この通達は、令和4年11月14日から実施する。